昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成14年12月15日発行第312号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

「笛吹きの図」　高久　茂

2002.12
No.312

－　目　次　－

□変動の時代……　2
□新しい法人の設立研修・他……　3
□研修会（建設業Ⅰ）開催される……　4
□茨城県行政書士会来訪・他……　5
□第25回栃木県部落問題学習会に参加して・
　経営事項審査実施の日程について・他……　6
□松島湾バス旅行後記・書士会日誌……　7
□産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）
　収集運搬業許可に係る審査基準……　8～17
□建設業許可申請及び経営状況分析申請における
　行政書士の代理行使について……18
□行政書士による代理申請の取扱いについて……19～20
□改正法に伴う風俗営業許可申請等に係る取扱いについて……　21
□登記情報交換事務取扱い登記所の拡大について……22～23
□平成15・16年度市町村建設工事
　入札参加資格審査申請……　24～27
□業務研修会日程のお知らせ・快晴……　28
□支局情報……　29
□支局かわら版……　30
□アドちやんの談話室……　31
□政連だより……　32
□会員の動き・お知らせ……　34

栃木県行政書士会

変動の時代

業務研修部副部長 堀越　功

世は正に変動の時代である。新聞、テレビ等の報道は毎日の如く、北朝鮮との日朝国交正常化交渉に始まり、日本人拉致事件の解明と核開発疑惑問題、北朝鮮では日本の経済支援を要求しているが、経済援助をする場合はテレビ新聞等で報道されている食糧危機が第一と思われる。それには現物食糧による支援によることと、その支援した食糧が実際に食糧難の地方に配給されているかどうかを確認する必要もあろう。単に経済支援として金品を渡していては何に変化するか、手品の上手な国にあっては食糧難に直面していても、核開発や軍事資金に廻っては何をか、況やである。世界各国におけるテロ事件、イラクの軍事問題と国連安全保障理事会の決議が重要な指針となるであろう。このような政治状況下において、世界の経済状況は深刻さを増し、いまや全世界に及ぶ景気低迷の真っ只中にあり、従来から経済の牽引的役割を果たしてきた米国における経済の減速は、なお先行き不安を抱えている日本においては、一時代を闊歩した生保、証券、ゼネコンしいては銀行の破綻により金融不安金融機関の不良債権問題とその処理、企業におけるリストラ、中小企業の倒産、雇用状況、年金不安等ありとあらゆるところに及ぼす経済不況は、政府が景気回復にあらゆる手段を講じてはいるが、なお経済政策の方向性が定まらず、バブル崩壊以来のデフレ化をかかえこみ、構造改革による財政再建へと方向を見定める大事な時でもある。

さて、我が自由士業界においても、規制改革とご多分に洩れず変革期にある。報酬規定の撤廃、広告規制の緩和、業務における代理権の獲得は永年の望みが叶ったが、書類による申請届出からコンピューターによる電子申請と業務はオンライン化となり、ペーパーからペーパーレス化に、行政書士の職印の押印は電子認証に、業務そのものが変革期にある。自動車登録、車庫証明申請業務はいかに変動して行くのか、今やすべての申請届出業務は、変革、変動期にある。

このような変革、変動期にこそ、会員一同一致団結して公共的、社会的使命により、国民と行政の絆として社会の繁栄に貢献を為すならば、夢と希望のある行政書士業界として、次代に来る若者に明日にある業界を目指してバトンを渡せるであろう。

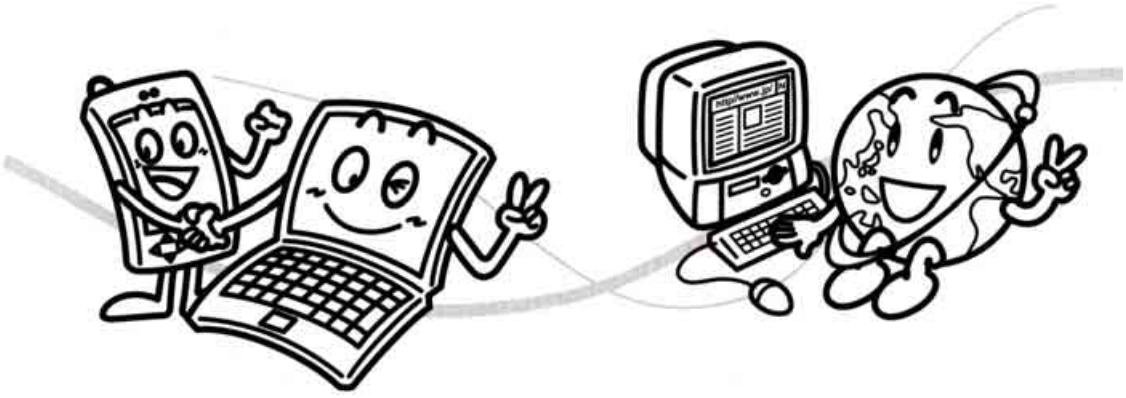

新しい法人の設立研修

平成１４年１１月１日（金）午後３時から、行政書士会館において、「会社・法人」業務研修会を開催した。テーマは新しく制定された法人の設立について「中間法人の設立とＮＰＯ法人の認証」で、講師は業務研修部員の渡辺良樹先生が行なった。

最初に、中間法人の設立について、これからの我々の新しい業務になることを見据えて、中間法人の意義、中間法人には有限責任中間法人と無限責任中間法人とがあり、先ず、有限責任中間法人の設立について、社員、定款の作成、公証人による定款の認証、役員の選任、基金の募集・割当・払込み、設立手続の調査、設立の登記まで説明があり、無限責任中間法人については、有限責任中間法人との相違点を説明され、いずれも、書式記載例を含めて詳細に講義がなされた。

その後、引き続き、ＮＰＯ法人の設立になり、業務の依頼を受けた時は、概要を聞き出し、実際に申請書類の作成を行う前に、栃木県では、先ず事前に担当課「栃木県生活環境部生活課ＮＰＯ担当係」に相談し、指導を受けることが望ましいと述べられ、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の概要を説明した。特に注意すべきは、県の認証が必要であり申請から認証決定まで４ケ月位要すること。その後、認証書が届いた日から２週間以内に登記をする等々、具体的な書式記載例を用いて、両法人とも業務受託に即、対応可能な期待ができる研修であった。

（業務研修部副部長　掘越　功）

パソコン研修～サーバーへアクセス～

１１月８日（金）午後２時から、行政書士会館に於いて今年度第４回目のパソコン研修が開催されました。

ＩＴ戦略特別委員会と業務研修部の共催で行われ、２１名の参加者が今後のＩＴ社会に不可欠な知識・技術を習得しました。

インストラクター吉村美幸先生を講師に迎え、前回に引き続き、実際にインターネットに接続しての検索・登録やメール交換など、基本的な操作について学びました。

そして今回はさらに、金敷委員長を講師として、今年設置された書士会Ｗｅｂサーバーの利用方法について研修が行われました。

栃木県行政書士会ホームページからＩＤとパスワードを入力すると、サーバーの会員専用スペースにアクセスでき、研修資料や申請書のダウンロード、会員同士の情報交換等が可能となっています。まだ準備段階のため試験的な利用となりましたが、実際に使ってみた参加者の方々は強い関心を持たれたようです。

ウェブメールの操作や資料の検索など、サーバーの備える様々な機能に触れ、午後５時１０分終了いたしました。

（ＩＴ戦略特別委員会　田代昌宏）

外国人の「研修」の実務

平成１４年１１月２８日（木）栃木県行政書士会において、「外国人の研修の実務」に係る研修会が開催されました。今回の講師である行政書士大谷卓博先生から、「研修」制度の実情、農業協同組合等による研修生受入れ及び受入れる場合の在留資格認定証明書の交付申請について説明がありました。

（業務研修部　渡辺良樹）

研修会（建設業Ｉ）開催される

平成１４年１１月２２日（金）午後3時から行政書士会館において、建設業Ｉの研修会が開催されました。講師は業務研修部の福田守先生が担当されました。

内容としては、建設業の許可基準など基礎的なことから許可申請書の作成など実務に即した解説がなされ、大変有意義な研修会となりました。

午後５時過ぎに終了し、散会しました。

（業務研修部　岩本和彦）

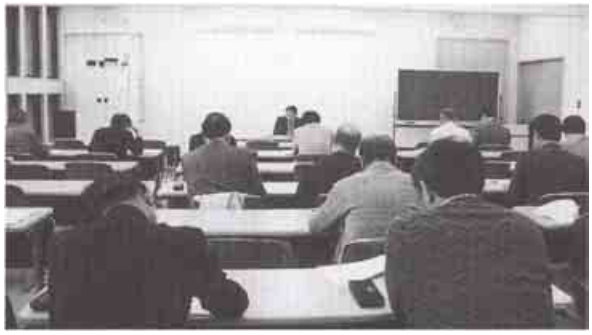

三士会無料相談会反省会

平成１４年１１月７日（木）午後５時から、ホテル丸治において、三士会無料相談会反省会が開かれ、今年度の相談会に対する意見が多数提出された。その中で主なものを挙げると、毎年3会場で行っているが、県北県央の相談者数がかなり減少しているため、相談会場数を増やした方がよいのではないかという意見が出された。この点について各会とも前向きに検討しようということになった。次に、広告の媒体についても、もう少し早い時期に各広告先に連絡をとり、少しでも多く広告してもらった方がよいとの意見が出された。また無料の広告先ももっと活用した方がよいのではないかとの意見も挙がった。これらの意見に伴い、例年７月に最初の三士会の会議をもっていたが、年度内にもう一度会議を開き、次年度の各会場の選択、広告先への連絡等を検討しようということになった。相談者から、相談中のカメラ、ビデオ等の撮影は慎んでほしいとのクレームがあったことが伝えられた。一年一年いろいろな点を改善して、実りある三士会にしようということで、散会した。

（制度推進部　齋藤　裕）

国会等移転に関する課題別講演会に参加

平成１４年１１月８日（金）午後１時３０分から栃木県自治研修所大講堂において、県庁職員及び各種団体参加のもと第１０回国会等移転課題別講演会が開催されました。

今回の講演は講師に鳥取大学教育地域科学部教授であり、内閣府民間資金等活用事業推進委員会専門委員である、光多長温（みつたながはる）氏をむかえ「ＰＦＩと国会等移転」と題し行われた。

ＰＦＩ（Praivate Finance Initiative）とは民間の資金、経営能力、及び技術力を活用して、公共施設等の促進を図ること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備する手段であり、日本は他の先進国に比べ遅れているそうである。

国会等移転に関する最近の動向は、７月３０日の衆議院国会等の移転に関する特別委員会においての申合せの通り、厳しい経済情勢を踏まえ、移転規模、形態や移転手法（ＰＦＩ、証券化等）の見直しを早急に行い、来年の通常国会において移転を行うか否かにつき決議される予定であります。

尚、国会移転に関するパンフレット及び今回の講演次第を事務局に備えておきますので是非ご覧下さい。

（総務部　市川浩一）

人権同和問題講演会が開催された

平成１４年１１月２８日（木）栃木県総合文化センターメインホールにおいて、「育てよう一人ひとりの人権意識」と題しての人権同和問題講演会が開催されました。主催者挨拶の後、平成14年度人権同和対策推進県民運動啓発ポスター入賞者、平成１４年度人権同和対策推進県民運動人権に関する作文入賞者の表彰式が行われ、続いて人権に関する作文最優秀作品発表が行われた。その後、オカリナ演奏者佐藤一美さんのハートフルコンサートが行われ、「コンドルは飛んで行く」をはじめ７曲が演奏されました。最後にマリ・クリスティーヌさんの「地球市民として生きる」と題した公演が行われ、自分の人生を改めて見つめなおす機会を持った貴重な一時でした。

（総務部　金敷　裕）

茨城県行政書士会来訪

１１月１日（金）茨城県行政書士会より箕輪副会長、及び担当の役員２名、計３名の来訪を受け、当会として小林会長、横山副会長及び岸業研修部長の３名が対応いたしました。

来訪の目的は当会における業務研修会の実情を視察等し、茨城会の研修に反映させたいとのことでした。

当会としては、ほぼ毎週１回開催している研修会の実情を資料とともに説明しました。

茨城会としては、年間の研修会数は数える程度であり、当会の研修会等の実情を参考にして行きたいとの暖かい評価をしていただきました。

（業務研修部長　岸　宏）

栃木県文書学事課との連絡会開催

平成１４年１１月２５日（月）午後2時３０分からニューみくらにおいて、栃木県総務部文書学事課と栃木県行政書士会の連絡会を開催いたしました。これまでは年に一度、栃木県と行政書士会の共催による研修会を開催しておりましたが、今年度は、「栃木県総務部文書学事課・栃木県行政書士会との連絡会」と題して、いくつかのテーマについて意見交換を行いました。

内容は、テーマごとに関係資料を参考に意見を交換するスタイルで行われ、テーマは次のとおりです。

1. 行政書士会が抱えている問題点について
   ○会費未納会員の処理方法
   ○一般県民の苦情処理
2. 法改正による代理権行使の問題点について
3. 行政書士試験について（報告）
4. 電子県庁・電子申請について
5. その他
   ①今後の共催研修のあり方について
   ②会員からの要望等

以上のとおり、行政書士の現況及び今後の電子県庁等について意見交換を行い、午後４時３０分に閉会いたしました。

（総務部　金敷　裕）

（社）日本建築学会賞（業種）受賞記念祝賀会に出席

去る１１月１２日宇都宮市内のホテルにおいて、「旧日光田母沢御用邸本邸に関わる調査と修復工事」の業績が高く評価され、(社)日本建築学会賞を受賞された千葉工業大学教授河東義之氏並びに海老原忠夫氏の両氏をお迎えし、受賞祝賀会が開催されました。主催者には当会の友好団体である栃木県建築士会、栃木県建築士事務所協会、栃木県建設業協会等の共催によるものでした。

旧日光田母沢御用邸の歴史と建築物の詳細な内容の調査研究の経過がなされ、膨大な図面などの関係資料収集のご苦労、設計管理者として関わった建物の現状調査、比較分析などの卓越した技術に高い成果をあげたこと等、その惜しみない真摯な努力は大きな賞賛を受けました。

多数の出席者が、郷土の伝統的なこの木造建築物の文化的価値、技術的な再確認をさせられました。

（会長　小林一二）

日行連会長会出席

１1月26日（火）静岡県熱海市後楽園ホテルにおいて日行連主催の会長会が開催されました。

午後１時３０分、当栃木会小林会長が、会長会議長に指名され、議長席につき開会を宣し、協議に入りました。

先ず最初に、盛武連合会会長による電子申請についての基調講演が約５０分行われ、その後小林議長の進行により各単位会長より他の単位会に対する質問事項に対してそれぞれの現状について回答がなされ、次いで単位会として連合会への質問と連合会担当部長等の回答がされました。

最後に単位会としての連合会への要望事項が提出され、連合会として、これらの要望等を踏まえ、次年度の会務の執行にあたることが確認されました。詳細については日本行政に後日掲載されますのでご参照下さい。

小林議長の巧みな進行により閉会予定の５時５分前に総ての協議が終了しました。

（日行連理事　岸　　宏）

第25回栃木県部落問題学習会に参加して

平成１４年１１月２９日、栃木市文化会館小ホールにおいて、第２５回栃木県部落問題学習会が行なわれた。主催者である全国部落解放運動連合会栃木県連合会執行委員長松島正氏のあいさつのあと、「部落問題の現状とこれからの教育・啓発の課題」と題して、全国部落解放運動連合会本部書記次長新井直樹氏の講演があった。

今年は、全国水平社創立８０周年の年にあたりまた特別対策が終結するという、歴史的転換の年ということです。１９６５年に同和対策審議会答申がだされて以来、３７年の年月が経過しています。この間、同和対策特別措置法、地域改善対策特別措置法、地域改善特別事業に係わる財政上の特別措置に関する法律等が施行され、長年にわたる国民的努力のもとで、いま最終段階を迎えようとしています。これらの特別法に基づく同和対策が推進されてきた結果、同和地区住民の生活実態や物的環境の改善が進み、住民と国民の努力によって心理的差別も解消の方向にむかって進んでいる一方、「人権・啓発」をめぐって新たなる問題も生じてきています。

人権とは何か、あらためて考え直し、行政の行なう施策に対しても注意深く検討し、ほんとうに人権尊重の世の中を築きあげることが重要であると実感しました。

（栃木支部長　松浦　良雄）

日行連関東地方協議会開催

平成１４年度関東地方協議会が神奈川県箱根町の「ホテルおかだ」において、１１月１０・１１日に亘り、盛武日行連会長を来賓に迎え、１都９県の各単位会の役員約８０名が出席して開催されました。

神奈川会副会長の司会により連絡会は進行、議長に吉村神奈川会会長が就き、連絡協議がなされました。

本年の主題は「提出手続代理」について、去る7月の法改正を受けての各単位会の取り組み内容が、詳細な資料と共に報告され、引き続き、盛武日行連会長より関連した内容の基調講演がありました。

休憩を挟んで、各単位会の会長がパネリスト、当会小林会長をコーディネーターとして、盛武会長臨席のもと、行政書士制度全般に亘る事柄について、パネルディスカッションが行なわれ、日行連への要望事項を含め、参加者からの質問等を併せ活発な意見の交換が行なわれました。

２日目は神奈川会の肝煎りで箱根を散策、頂きに雪冠をした富士の姿が印象的でした。

なお、本会からは会長ほか8名が出席、出席者は書士会日誌記載のとおりです。

（広報部長　鈴木　康夫）

平成14年1月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇　都　宮	２２日（水） ２３日（木）	栃　　木	２７日（月） ２８日（火）
鹿　　沼	２８日（火）	大　田　原	２９日（水）
烏　　山	２３日（木）	日　　光	２７日（月）
矢　　板	２４日（金）	真　　岡	３０日（木）
足　　利	２４日（金）	佐　　野	２４日（金）

松島港バス旅行後記

去る平成14年11月9日、栃木県行政書士会総務部主催による福利厚生事業として松島湾日帰りバス旅行が行われました。毎年1回総務部では福利厚生事業として色々な企画を考え、会員の皆様に参加を呼びかけておりますが、企画が悪いのかはたまた皆様がお忙しいのかわかりませんが、人数を集めるのに苦労しております。しかしながら、今回は44名の会員の方々に参加していただき、楽しく一日を過ごすことができました。本当にありがとうございました。

今回の旅行のメインは、なんと言っても捕りたて新鮮な魚介類いっぱいの「すだち料理」を海の上で食べるという企画でしたが、予想以上の内容だったと思っております。皆様も満足していただけたのではないでしょうか。満足し過ぎて、ついついお酒の量が増え、港に降り立つ頃には、足元がおぼつかないといった方が多数いらっしゃったようで、幹事としても嬉しいやら、忙しいやら大変やらの一日でした。何より、皆様のご協力により、無事に一日を過ごせたということに、幹事一同感謝しております。

これからも、会員の皆様が1名でも多く参加していただけるような企画を考え、会員同士の親睦がさらに深まるよう総務部全員で努力していきますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

（総務部）

書士会日誌

－11月（主なもの）－

1　日	金	茨城会との業務連絡会	会長　横山副会長　岸部長　金敷委員長
		パソコン研修打ち合わせ	金敷委員長　風間専門委員
		業務研修会（会社・法人）	堀越副部長　　講師：渡辺（良）専門委員
		総務主催旅行打ち合わせ	岡井副部長　金敷理事
7　日	木	三士会無料相談会反省会	会長　小室部長　齋藤理事
8　日	金	IT戦略特別委員会	金敷委員長　風間専門委員　工藤専門委員　関専門委員 河田専門委員　田代専門委員
		業務研修会（パソコン）	風間専門委員　工藤専門委員
		国会移転課題別講演会	市川理事
10　日	日	日業連関東地方協議会	会長　横山副会長　須永副会長　宮嶋副会長　浅野副会長
11　日	月	↓	岸部長　鈴木部長　小室部長　金敷委員長
12　日	火	日本建築学会賞受賞記念祝賀会	会長
13　日	水	開発部会	会長　須永副会長　高島部長　前澤副部長　手塚理事　唐木田理事 松本（明）理事　松本（伸）理事　小林専門委員　河田専門委員 毛塚専門委員　関専門委員　大森会員
		制度推進部会	小室部長　大石副部長　齋藤理事　金子理事
14　日	木	総務部会	会長　宮嶋副会長　森部長　岡井副部長　金敷理事　市川理事　高野理事
15　日	金	業務研修会（パソコン）	金敷委員長　風間専門委員　工藤専門委員　田代専門委員
16　日	土	総務主催旅行（松島日帰り旅行）	岡井副部長　金敷理事　市川理事
21日	木	広報部会	会長　浅野副会長　鈴木部長　坂内副部長　秋田理事 小林（健）理事　嶋崎専門委員　新井専門委員
		既協定データ入力	前澤副部長
22　日	金	綱紀委員会	恒松委員長　高橋委員　神山委員
		業務研修会（建設業）	岩本理事　　講師：福田理事
25　日	月	県文書学事課との業務連絡会	会長　岡井副部長　金敷理事　市川理事　岸部長　増田事務長
		福田富一氏政治生活20周年祝賀会	会長
26　日	火	日行連会長会	会長
27　日	水	↓	
28　日	木	業務研修会（国際業務）	渡辺（良）専門委員　　講師：大谷理事
		同和問題対策協議会	金敷理事
29　日	金	柔道整復師会との連絡会	会長　宮嶋副会長　岡井副部長　金敷理事　市川理事　増田事務長
		栃木県部落問題学習会	松浦支部長
30　日	土	渡辺喜美氏後援会連合会総会	宮嶋副幹事長

環整第228号
平成14年10月31日

栃木県行政書士会長　様

栃木県生活環境部環境整備課長　高山　俊三

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者許可に係る審査基準について

このことについて、別添のとおり審査基準を定めるとともに申請様式を一部改正したのでお知らせします。

環境整備課
廃棄物対策室
TEL：028－623－3154
FAX：028－623－3113

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律137号）（以下「法」という。）第14条第1項又は第14条の4第3項の産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条で規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とします。

2 栃木県産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可

宇都宮市を除く栃木県内において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を業として行う場合に必要となる許可です。

宇都宮市内において業を行う場合には、宇都宮市長の許可が必要となります。

○宇都宮市環境部廃棄物対策課（電話：028－633－2928）

また、積替又は保管を行う場合には、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議手続を終了した後に申請してください。

3 申請方法等

(1) 提出先

①主たる事務所又は事業場を栃木県内（宇都宮市内を除く）に有する場合又は処理施設（積替保管施設を含む）を栃木県内（宇都宮市内を除く）に有する場合には、所在地を管轄する健康福祉センター

②上記以外の場合には、環境整備課

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西健康福祉センター 環境部環境保全課	〒322－0068 鹿沼市今宮町1664－1 0289－64－3019	鹿沼市、日光市、今市市、西方町 粟野町、足尾町、栗山村、藤原町
県東健康福祉センター 環境部環境保全課	〒321－4305 真岡市荒町2－15－10 0285－83－7222	真岡市、二宮町、益子町、茂木町 市貝町、芳賀町、南那須町、烏山町 馬頭町、小川町
県南健康福祉センター 環境部環境保全課	〒323－0811 小山市犬塚3－1－1 0285－22－4309	小山市、栃木市、上三川町、南河内町 石橋町、国分寺町、野木町、壬生町 大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
県北健康福祉センター 環境部環境保全課	〒324－8585 大田原市住吉町2－14－9 0287－22－2277	大田原市、黒磯市、矢板市、湯津上村 黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町 上河内町、河内町、塩谷町、氏家町 高根沢町、喜連川町
安足健康福祉センター 環境部環境保全課	〒326－0032 足利市真砂町1－1 0284－41－5096	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

提出先	住所及び電話番号	所管区域
環境整備課 廃棄物対策室	〒320－8501 宇都宮市塙田1-1-20 028－623－3154	宇都宮市 栃木県外

⑵ 申請書が真正に作成されたものであることを確認するため、申請書への押印（印鑑登録されているものに限る。）と印鑑証明書の添付をお願いします。
⑶ 申請の審査にあたっては、書類審査に加えて、申請者が適正に処理業を営む能力を有しているか等について対面により審査することとしていますので、あらかじめ日時を予約のうえ来庁してください。
⑷ 申請を行政書士等に委任する場合には、委任状を提出してください。
⑸ 更新許可申請については、許可期限の３ケ月前から受け付けますので、**６標準処理期間**を考慮して、余裕をもって申請してください。
⑹ 正副の２部作成し、副を申請者の控えとしてください。

4申請書及び添付書類等

⑴ 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等		根拠規定
申請書		
・産業廃棄物収集運搬業（新規・更新）	様式第6号	規9の2①
・産業廃棄物収集運搬業（変更）	様式第10号	規10の9①
・特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規・更新）	様式第12号	規10の12①
・特別管理産業廃棄物収集運搬業（変更）	様式第16号	規10の22①
（**申請者が法人の場合**）		
①定款又は寄付行為及び商業登記簿の謄本		規9の2②Ⅷ（＊1）
②役員（顧問、相談役など役員に準じる者を含む。以下同じ。）の本籍地の記載された住民票抄本（外国人にあっては外国人登録証明書。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの。以下同じ。）（**注1**）		規9の2②ⅩⅠ（＊1） 規9の2②ⅩⅡ（＊1）
③発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票及び登記事項証明書若しくは商業登記簿謄本		
（**申請者が個人の場合**）		
①申請者の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書		規9の2②Ⅸ（＊1）
②申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書（**注1**）		規9の2②Ⅹ（＊1）
（**共通**）		
①使用人（本支店など契約締結の権限を有するものの代表者。政令第6条の10）がある場合には、その者の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書（**注1**）		規9の2②ⅩⅢ（＊1） 規9の2①Ⅰ（＊1）

申請様式及び添付書類等	根拠規定
②印鑑証明書 ③既に処理業の許可を受けている場合には、許可証の写し（許可を申請している場合には受付印等により提出したことが確認できる申請書の写し） **（注1）登記事項証明書の申請先** 東京法務局　民事行政部　後見登録課 〒100－0074　東京都千代田区九段南1－1－15九段第2合同庁舎 電話　03－5213－1360	規9の2①Ⅳ（＊1）
別紙1事業計画の概要を記載した書類 1. 全体計画の概要 2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 ※運搬先となる処分業者の許可証の写しを添付すること 3. 収集運搬業務の具体的な計画（収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。） 4. 環境保全措置の概要	規9の2②Ⅰ（＊1）
別紙2事務所及び事業場（駐車場） 1. 事務所の名称及び所在地 2. 事務所の電話番号 3. 事業場（駐車場）の名称及び所在地 4. 事業場（駐車場）の電話番号 5. 事務所及び事業場（駐車場）付近の見取図（道路地図の写し等）	規9の2②Ⅱ（＊1）
別紙3駐車場の概要 1. 所在地 2. 駐車場の土地の所有者（名称又は氏名、住所） 3. 駐車場の見取図 4. 駐車場の写真（全景を写したもの）	規9の2②Ⅱ（＊1）
①土地登記簿謄本 ②使用権原のみ有する場合には①に加えて使用貸借又は賃貸借契約書の写し	規9の2②Ⅲ（＊1）
（積替保管を行う場合） **別紙4保管を行う場所** ・保管量等の計算書	規9の2①Ⅵ（＊1）
別紙5収集運搬車輌一覧 ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする（別紙6において同じ）	規9の2②Ⅱ（＊1）
①自動車検査済証の写し	規9の2②Ⅲ（＊1）

申請様式及び添付書類等	根拠規定
別紙6－1収集運搬車輌の写真	規9の2②Ⅱ（＊1）
別紙6－2車輌に記載された申請者の氏名又は名称等の写真	
別紙7収納容器及び運搬機材一覧表	規9の2②Ⅱ（＊1）
別紙8収集容器及び運搬資材の写真	規9の2②Ⅱ（＊1）
別紙9事業の開始に要する資金の総額、調達方法等	規9の2②Ⅴ（＊1）
別紙10資産及び経理状況に関する調書（個人のみ）	規9の2②ⅥⅦ（＊1）
経理状況確認書類 **（申請者が法人の場合）** ①直前3年の各事業年度における「貸借対照表」、「損益計算書」並びに「納税証明書（その1・納税額等証明用）」 ②新設法人等で3年間の決算実績がない場合、申請時点までに決算実績のある「貸借対照表」及び「損益計算書」に加えて「今後5年間の収支計画を説明する書類」 ③債務超過若しくは経常利益がマイナスの場合、「今後5年間の収支計画を説明する書類」 **（申請者が個人の場合）** ①資産に関する調書 ・銀行預金等の残高証明書 ・固定資産の評価証明書 ②直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	規9の2②Ⅵ（＊1） 法14③Ⅰ（＊2） 法14の4③Ⅰ（＊3） 規9の2②Ⅶ（＊1） 規9の2②Ⅶ（＊1）
別紙11当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	規9の2②Ⅳ（＊1）
①次の区分による（財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写し**（注2）** （受講すべき者） ・［申請者が個人の場合］申請者 ・［申請者が法人の場合］当該業務を統括する役員（監査役を除く） 上記役員の位置付けを示した組織図を添付すること （受講すべき講習会及び有効期間） 「7審査にあたっての基準（3）申請者の能力に係る基準」を参照のこと **（注2）講習会受講申込（栃木県内開催分）** （社）栃木県産業廃棄物協会 〒320－0844宇都宮市菊水町8－1カメワダ第2ビル 電話：028－632－5575 他県で開催される講習会の受講申込は各都県市の産業廃棄物協会にお問い合わせください。	法14③Ⅰ（＊2） 法14の4③Ⅰ（＊3）

申請様式及び添付書類等	根拠規定
別紙１２ 申立書 ・申請者及びその役員等が法第１４条第３項第２号に該当しないことを申し立てるもの	法14③Ⅱ（＊2） 法14の4③Ⅱ（＊3）

＊1　規則第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項で準用する場合を含む。
＊2　法第14条の2第2項で準用する場合を含む。
＊3　法第14条の5第2項で準用する場合を含む。

（2）申請書に添付する各種証明書類（商業登記簿謄本、住民票、登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書、土地登記簿謄本）は申請日前3月以内に発行されたものとしてください。
（3）産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合、一方の申請書に添付する各種証明書類は原本でなくても結構です。
（4）駐車場、車輌の写真については、申請日前3月以内に通常のフィルムカメラにより撮影されたものとしてください。（デジタルカメラ、インスタントカメラ等で撮影されたもの、カラーコピーされたものは不可です。）
なお、駐車場ついては全景を写したもの、車輌については「7審査にあたっての基準（2）事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、斜め前方、斜め後方から車輌の前後左右4方向が確認できるよう撮影したもの及び車輌に記載された社名を接写したものとしてください。
（5）規則第9条の2第3項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更許可の申請をする場合には、本県の先行許可証を添付することによって、住民票の写し及び株主等に係る商業登記簿謄本に代えることができます。

5申請手数料

（1）申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。
申請当日に窓口審査終了後に購入して申請書に貼付してください。
（栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）（第2条）

区　　分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73，000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74，000円

※なお、納付された手数料につきましてはいかなる場合におきましても還付することはできません。（同第3条）

6標準処理期間

行政手続法第6条に規定する標準処理期間（申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）は60日間ですが、申請内容に不備があった場合や申請者の状況について特に詳細に審査する必要がある場合には、さらに期間を要することとなります。

7審査にあたっての基準

（1）審査全般

①申請の審査は、関係法令の規定及び以下の基準により行います。

②書類審査に加えて、申請者が適正に処理業を営む能力を有しているか、不正又は不誠実な行為をするおそれがないか等について、対面により実情を聴取するとともに、必要に応じて現地を調査します。

③特に、申請者が過去に違法行為等により行政処分を受けている場合や改善指導等が累積している場合には、詳細な聴取及び調査を行います。

（2）事業の用に供する施設の基準　法14③Ⅰ（法14の2②で準用する場合を含む）、規10Ⅰ
法14の4③Ⅰ（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13Ⅰ

法第十四条（産業廃棄物処理業）

（略）

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）

（略）

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

規則第十条（産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条第三項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　施設に係る基準

イ　産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（略）

規則第十条の十三（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条の四第三項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令に定める基準は、次のとおりとする。

一　施設に係る基準

イ　特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（2）において同じ。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

ハ　感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
ニ　その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
ホ　積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。
(略)

①事務所
電話による連絡が可能であること
②駐車場等
イ　運搬車輌、運搬容器等を駐車、保管するのに十分な敷地を有すること
ロ　場内が清潔に保たれ、廃棄物等が散乱又は野積みされていないこと
ハ　申請者が所有権又は継続的な使用権原を有することについて、土地登記簿、賃貸借又は使用貸借契約書により確認できること
ニ　当該地の地目が農地ではないこと
農地の場合には農地転用許可証の写し、または、非農地証明書を添付すること
ホ　積替え又は保管を行う場合には、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議を終了していること
③運搬施設（運搬車輌、運搬容器、その他）
イ　取り扱う産業廃棄物の種類に応じた運搬施設であること
・飛散し、流失し、悪臭が漏れるおそれのないこと
・燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい、家畜ふん尿、家畜の死体、ばいじんについては運搬車輌のみで飛散、流失、悪臭への対応ができない場合には、適正な運搬用器を用いること。なお、特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリの場合には、その性状に応じ、運搬用器に腐食防止のための措置等が講じられていること
・感染性産業廃棄物を運搬する場合には、車検証の「車体の形状」欄に冷蔵冷凍車の記載がある車輌を使用すること。冷蔵冷凍車の記載がない場合には、当該車輌が「密閉された荷箱を備え運搬の間、荷箱内の温度を概ね20℃未満に保つことが可能」であるものとし、それを証明するために次の書類を添付すること。
「荷箱の内側が確認できる写真」
「カタログ又は自動車メーカーの証明書（市販車輌の場合）」
「荷箱の構造、材質が分かる図面及び整備業者の証明書（市販車輌でない場合）」
ロ　運搬に使用する車輌（車輌と一体的に使用されるコンテナ等を含む。）の見やすい2方向以上の場所に、運行時に視認できる程度の大きさ及び色で申請者の氏名又は名称（屋号、商標、愛称等これに準じるものを含む。）が、表示されていること。
・表示方法は、車体に直接記載する等容易に取り外しができないものであること。
・文字等の大きさは概ね10cm程度以上であることが望ましい。
・セミトレーラー車についても、同様であること。
ハ　運搬車輌は、道路運送車両法第58条による検査を受け、自動車検査済証の交付を受けていること
ニ　申請者が所有権又は継続的な使用権原を有することについて、自動車検査済証により次のいずれかのとおり確認できること
・自動車検査済証の所有者及び使用者（使用者欄に記載がない場合を含む）が申請者となっていること

・申請者がリース（割賦販売）契約により車輌を購入している場合であって当該リース会社が所有者であるとき、申請者が個人であって申請者と世帯を同一にする家族構成員が所有者であるとき、若しくは、申請者が法人であり役員が所有者であるときには、申請者が使用者となっていること

ホ　他の処理業者が使用する運搬車輌でないこと

（3）申請者の能力に係る基準　法14③Ⅰ（法14の2②で準用する場合を含む）、規10Ⅱ
法14の4③Ⅰ（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13Ⅱ

法第十四条（産業廃棄物処理業）

（略）

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）

（略）

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

（略）

規則第十条（産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条第三項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

（略）

二　申請者の能力に係る基準

イ　産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

規則第十条の十三（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条の四第三項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令に定める基準は、次のとおりとする。

（略）

二　申請者の能力に係る基準

イ　特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

①的確に行うに足りる知識及び技能を有すること

イ　申請者が法人であり、他県も含め既に許可を取得している場合には、商業登記簿及び定款に記載された事業目的に産業廃棄物処理業が含まれていること

ロ　申請者（法人の場合には業務を執行する役員）が、次の区分により（財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会を修了していること

平成１４年３月末までの講習について

講習内容＼申請内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
産廃収運新規	３年	３年	(＊2)	×	×	×
産廃収運更新	２年（＊1)	２年	(＊2)	×	×	×
特管収運新規	３年	３年	(＊2)	３年	３年	(＊2)
特管収運更新	２年（＊1)	２年	(＊2)	２年（＊1)	２年	(＊2)

平成１４年４月以降の講習について

講習内容＼申請内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
産廃収運新規	３年	３年	(＊2)	×	×	×
特管収運新規	３年	３年	(＊2)	３年	３年	(＊2)
産廃・特管収運更新	２年（＊1)	２年	(＊2)	２年（＊1)	２年	(＊2)

注）（＊１）・・・他県において既に許可を所得している場合に限る。
（＊２）・・・直前の許可申請（新規・更新）の際に添付をした修了証を添付すること。
表中「3年」とあるのは、「講習会の修了が申請日前3年以内であること」、「2年」とあるのは「同じく2年以内であること」の意である。

ハ　既に処理業の許可を有する場合であって、改善指導、改善命令等を受けている場合には、それらが確実に履行されていること

ニ　過去に違法行為等によって停止処分等を受けている場合にあっては、その後の業務運営が適正に行われていると認められること

②継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

イ　債務超過若しくは経常利益がマイナスでないこと。いずれかがマイナスの場合には、今後5年間の収支計画等の提出を求め、経営改善の可能性の有無について審査するものとし、その結果経営改善の可能性が認められること

ロ　所得税の滞納がないこと（納付受託書の提出など納税が確実となっている場合を含む）

ハ　事業資金を確実に調達できる見込みがあること

(4) 欠格要件　法14③Ⅱ（法14の2②で準用する場合を含む）
法14の4③Ⅱ（法14の5②で準用する場合を含む）

法第十四条（産業廃棄物処理業）

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（略）

ニ　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第七条第三項第四号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヘ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

法第十四条の二（変更の許可等）
（略）
2　前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
（略）

法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）
（略）
3　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
（略）
二　申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
（略）

法第十四条の五（変更の許可等）
（略）
2　前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
（略）

①いわゆる欠格要件については各種証明書類及び関係機関への照会等により審査するものとし、該当することが認められた場合には許可しないものとする。
②法第14条第3項第2号ロからへまでに該当する事由（同号ハ、ニ及びへに該当する事由にあっては、同号ロに係るものに限る。）の有無については、法第23条の3第1項の規定に基づき、栃木県警察本部長の意見を聴くものとする。
③法違反による刑事罰、取消処分等によって欠格要件に該当するに至った法人又は法人関係者が、法の適用を潜脱する目的で別法人を利用して申請したものと認められるような場合には許可しないものとする。

8許可にあたっての条件　法14⑦（法14の2②で準用する場合を含む）
法14の4⑦（法14の5②で準用する場合を含む）

法第十四条（産業廃棄物処理業）
（略）
7　第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる
（略）
第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）
（略）
7　第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
（略）

（1）許可にあたっては、法第14条第7項（第14条の2第2項で準用する場合を含む）及び第14条の4第7項（第14条の5第2項で準用する場合を含む）の規定に基づき、次の条件を付します。
①　収集運搬に使用する車輌の2方向以上の見やすい場所に、容易に視認できるような方法で氏名又は名称（これに準じるものを含む。）を表示すること
②許可申請書に記載した車輌（変更届を提出したものを含む。）以外の車輌を使用しないこと

9その他
この基準は、平成15年1月1日以降に受理した申請について適用する。
但し、8に規定する許可にあたっての条件については、平成15年1月1日以降の許可について適用することとし、7（3）①ロに規定する講習会修了証の有効期間については、平成15年12月31日までに受理した申請の審査にあたっては「3年」とあるところを「5年」とする。

申請書一式が必要な方は事務局にございます。

日行連発第858号
平成14年11月1日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　盛　武　　隆
農林建設部
部長　大　西　清　孝

建設業許可申請及び経営状況分析申請における行政書士の代理行使について

建設業関係の行政書士の代理行使については、国土交通省建設業課から8月2日付けで各地方整備局あてに「行政書士による代理申請の取扱いについて」という事務連絡（文書）が発信されていることは、日行連発第635号（平成14年8月6日）「改正法に伴う国土交通大臣の建設業許可申請等に係る取扱いについて」でご案内いたしました。

また、経営状況分析申請についても、財団法人建設業情報管理センターの本部から各支部あてに、別添のような「行政書士による代理申請の取扱いについて」という連絡文書が発信されております。

建設業課の事務連絡（文書）において、委任状に「必要に応じて申請者の印鑑証明を添付させること（初めての申請・届出の際は必ず）。」としてあり、今般の建設業情報管理センターでも「必要に応じ申請者の印鑑証明を添付させること（初めての申請の際は必ず添付）。」という通知がなされております。

印鑑証明の取扱いについては、建設業課の事務連絡（文書）が発信された当時から、単位会から日行連へも解釈について質問があったところです。今般、あらためて建設業課と建設業情報管理センターの本部に下記のような照会をして、見解をお聞きしましたので、報告するとともに、参考とされるようお願い申し上げます。

記

（質問）

初めての申請・届出については、行政書士が初めて代理をすることを指すのではなく、また、既に申請を出している建設業者が行政書士に代理を依頼する場合、以前申請した申請書もしくは変更届出書に押印していた申請者印と同じ印を委任状に押印している場合には、原則として印鑑証明の添付を省略してよいと理解してよいですか。

（回答）

それで結構です。

【別添文書】

「行政書士による代理申請の取扱いについて」（抜粋転記）

（財）建設業情報管理センター事務局長→各支部・事務所長（建情管第81号H14．9．25）

以上

〈別　添〉

建情管第　81号
平成14年9月25日

各支部・事務所長　殿

財団法人建設業情報管理センター
事　務　局　長

行政書士による代理申請の取扱いについて

このたび、平成13年6月27日に公布（平成14年7月1日施行）された行政書士法の改正に伴い、国土交通省では、平成14年8月2日付け事務連絡「行政書士による代理申請の取扱いについて（参考）」を各地方整備局あてに通知しました。

この事務連絡では、経営状況分析申請書（様式25号の8）の申請者の欄について、行政書士が記名押印をすることで、経営状況分析の代理申請を認めています。

このため、今後は、行政書士による代理申請や経営状況分析終了通知書の代理受領等が恒常的に発生することが想定されることから、国土交通省の経営事項審査申請等の取扱いに準じ、経営状況分析申請等における行政書士による代理申請があった場合の取扱要領を下記のとおり定めたので、通知します。

記

1. 委任の事実と範囲の確認について

代理人による申請等の場合は必ず委任状の提出を受けてください。

委任状受領時の留意点は次のとおりです。

（1）委任状は各申請毎に受領すること。
（2）委任状の日付は各申請の日から3ヶ月以内のものであること。
（3）委任の範囲は具体的に記載してあること。
（4）委任状は窓口の提示ではなく必ず提出をさせること。
（5）委任状に行政書士の登録番号（行政書士票の番号）を記載させること。
（6）必要に応じ申請者の印鑑証明を添付させること（初めての申請の際は必ず添付）。

2. 代理人の記名押印で受付が可能な書類と記名押印箇所について

（1）経営状況分析申請書の申請者の欄
（2）経営状況分析申請変更届出書の申請者の欄
（3）経営状況分析の申請付表の申請者の欄
（4）郵便振替払込受付証明書の払込人住所氏名の欄
（5）手数料返還請求書の請求書氏名の欄

上記（1）～（5）の書類は、いずれも上段に申請者名（法人名である場合には法人名及び代表者名）は必ず記載させてください（申請者の押印は不要です）。

3. 代理人申請があった場合の具体的な処理について

（1）代理人が経営状況分析終了通知書を受領する場合について

① 受領の委任がなされている場合は当該代理人に送付してください。

② 受領の委任がなされている場合は、申請時に代理人宛返信用封筒の提出を受けてください。

③ 返信用封筒には代理人の住所、氏名のほか申請者名及び許可番号を付記させてください（別添サンプル参照）。

4. その他

代理人によっては、営業エリアが各支部間にまたがるケースが散見されます。

各支部で個別の取り扱いを行うと代理人側の混乱を招く恐れがありますのでご留意ください。

以上

参考：国土交通省事務連絡、都道府県行政書士会一覧

封筒サンプル

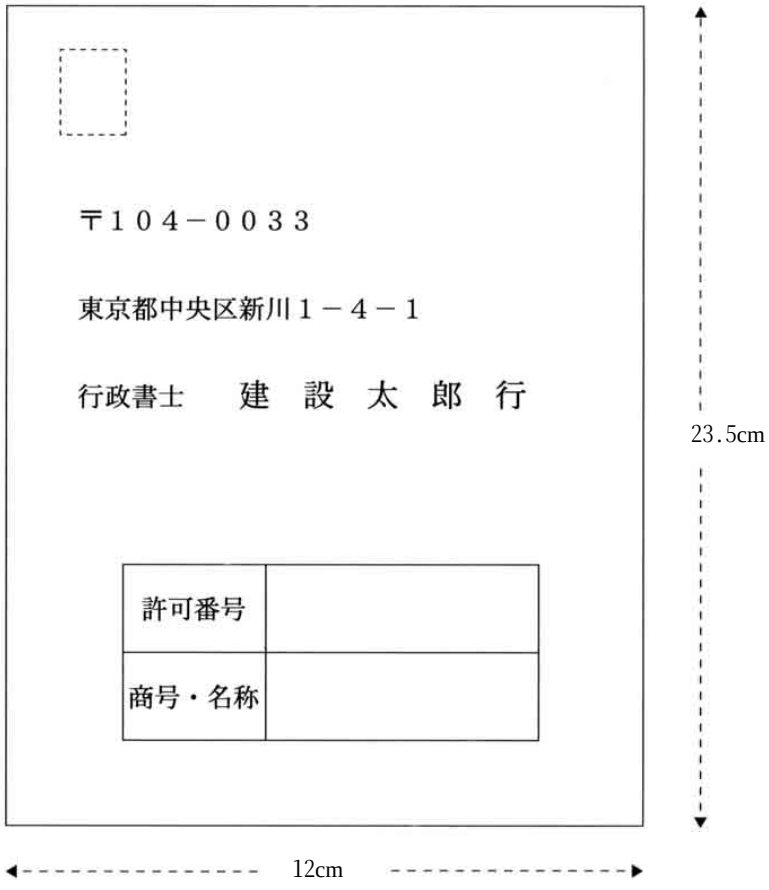

注：この文書は抜粋転記したものです。

日行連発第912号
平成14年11月13日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　盛　武　　隆
保健衛生風俗営業部
部長　工藤　雄一郎

改正法に伴う風俗営業許可申請等に係る取扱いについて

今般、改正法に伴う風俗営業許可申請等のおける行政書士の代理行使について、警察庁の担当課に照会し、聴取してきた結果を下記の通り報告いたしますので、参考とされるようお願いいたします。

なお、下記の聴取結果は、警察庁が警視庁や各府県警察本部等に対して、行政書士の代理行使があった場合、留意してもらいたい事項として考えている内容を列挙したものです。

許可事務等は都道府県公安委員会の判断により行われるもので、各都道府県の風営法施行条例等の関係条例の規定、風俗営業の各種業態実態や営業地域事情への配慮、さらに地方分権の本旨に照らしても、都道府県公安委員会が主導的に行うべきものであるというのが、警察庁の考え方でした。

従って、警察庁が留意事項として考えている内容については、おしなべての全国標準化は難しく、単位会は必要に応じて地元の警視庁や各府県警察本部等に照会してもらいたいとのことで、その具体的な手続については警察庁に対する照会には応じかねるとの見解でした。

これらのことをお含みおきいただき、参考としていただくようお願いいたします。

記

1. 基本的な留意事項

行政書士が代理して行う申請等に対しては、不許可あるいは許可に条件を付すなどの処分や虚偽の申請等の場合における行政処分等が考えられるため、たとえ改正法第1条の3第1項第1号の規定に基づき行政書士が申請等を代理して行う場合でも、申請等を行おうとする者本人（法人の代表者を含む。以下「本人」という。）が申請等の意味及びその内容を十分認識し、申請等に係る責任の所在が明らかになっている必要がある。

2. 受理等における具体的な留意点

(1) 行政書士証票等その身分を証明する物を提示させるとともに、本人からの委任状を付させることとし、その申請等の内容を確認して形式的な不備がないと認められる場合には、その申請等を受理すること。

(2) 風営法の規定による申請等に係る書類（以下「申請書等」という。）に記載すべき申請者、届出者等の「氏名又は名称及び住所」欄については、代理人たる行政書士の氏名（署名でも記名でも可。以下同じ。）及び住所の記載並びに捺印（署名の場合は不要。以下同じ。）がなされていることのみならず、本人の氏名又は名称及び住所が記載されているか確認し、なされていない場合はこれを求めること。

(3) 申請等を行う際に申請書等の記載内容について補正する必要が生じた場合、代理人たる行政書士に自らこれを補正させることは差し支えないが、申請内容に係る事実関係について代理人たる行政書士が直接把握していない場合は、当該行政書士の責任において本人にその申請書等の内容を再度確認させること。

(4) 申請書等の記載内容について不明確な点がある場合は、代理人たる行政書士に申請等の内容に関して質問をすることとし、十分な回答が得られない場合には、本人から直接説明を求め、又は本人自ら申請等を行うよう指導すること。

なお、行政書士の資格を有しない者は、申請者本人から報酬を得て、業として当該申請業務を行うことができないことに留意すること。

【参考】申請等に係る書類の提出を行おうとする者が本人の委任状を有せず、単なる使者である場合（一般論）

(1) 従業員証等によりその者と申請者本人との関係を確認するとともに、申請等の内容を確認し、これに形式的な不備が無いと認められる場合には、その申請等を受理すること。

(2) 申請書等に記載すべき申請者、届出者の「氏名又は名称及び住所」欄については、当該使者の氏名又は名称及び住所ではなく、本人の氏名又は名称及び住所の記載と捺印がなされているか確認し、これがなされていない場合は、当該申請書等を持ち帰らせ、改めて申請等を行わせること。

(3) 申請書等の記載内容について補正の必要がある場合や申請書等の記載内容について不明確な点がある場合には、当該申請書等を持ち帰らせ、本人に申請等の内容を再度確認させた後、改めて申請等を行わせること。この場合において、当該使者たる者は自ら申請書等の内容を補正することはできないことに留意すること。

以上

総庶第1560号
平成14年11月5日

関係機関の長　殿

宇都宮地方法務局長　大谷　昂士

登記情報交換事預取扱い登記所の拡大について

当局の業務運営につきましては、平素格別の御協力をいただき誠に感謝申し上げます。

さて、法務省におきましては、高度情報化計画の一環としての登記情報交換制度によるサービスを提供しているところですが、当該サービス取扱い庁の拡大について、以下のとおり御案内申し上げます。

なお、登記情報交換制度とは別に、登記情報提供システムによる登記情報の提供の制度があり、同制度は土・日・祝日等の休日を除く平日の利用時間が、本年10月28日（月）から午後7時まで延長されました。

つきましては、同制度に関するパンフレットを送付しますので御活用をお願いします。

1. 登記情報交換制度とは

登記情報交換制度とは、不動産及び会社・法人の登記簿を磁気ディスクにより調整（以下「コンピュータ登記簿」という。）し、登記事務をコンピュータにより取り扱う登記所（以下「コンピュータ化登記所」という。）のうち、法務大臣が登記情報交換事務取扱い登記所として指定した登記所（以下「指定登記所」という。）において、他の指定登記所の管轄に係るコンピュータ登記簿の登記事項証明書及び会社・法人の代表者の印鑑証明書（以下「登記事項証明書等」という。）を交

付する制度です。

これまでは、登記事項証明書等の交付を請求する場合には、管轄の登記所に赴くか、郵送により請求しなければなりませんでしたが、指定登記所の間であれば、最寄りの指定登記所において他の指定登記所の登記事項証明書等を請求することができます。なお、この場合は、通常の登記事項証明書及び印鑑証明書の請求手数料の他に登記情報交換に係る手数料が必要です。

2. 登記情報交換により請求できるもの

登記情報交換により請求できるのは、指定登記所が保有するコンピュータ登記簿に記録された不動産及び会社等の法人の情報についての登記事項証明書及び会社等の法人の印鑑証明書です。

ただし、不動産の閉鎖登記簿、大量の登記事項がある不動産（おおむね500登記事項を超えるもの）の登記事項証明書など、登記情報交換により交付することができないものがあります。

3. 登記情報交換の手数料

登記情報交換により登記事項証明書等の交付を請求する場合には，通常の登記事項証明書等の交付手数料に、1通につき100円が加算されますので、次のとおりとなります。

登記事項証明書　1通につき1，100円（基本手数料1，000円＋政令で定められた回線手数料100円）
※1通の枚数が10枚を超える場合は、超える枚数5枚までごとに200円が加算されます。

印鑑証明書　1通につき　600円（基本手数料500円＋政令で定められた回線手数料100円）なお、当局における現在の取扱い登記所は、宇都宮地方法務局登記部門のみとなっております。

4. 登記情報交換を行う登記所（指定登記所）

当局における不動産の登記情報交換事務取扱い登記所は，既に行っている本局登記部門、小山出張所、栃木支局、足利支局、真岡支局、大田原支局、黒磯出張所に加え、平成14年12月16日から今市支局及び鹿沼出張所が法務大臣の指定を受け登記事項証明書の交付事務を開始いたします。

また、会社等（商業・法人登記）の登記事項証明書及び印鑑証明書の交付事務取扱い登記所は既に行っている本局登記部門に加え、平成14年12月16日から鹿沼出張所が法務大臣の指定を受け、指定された全国の登記所間と同事務を開始します。準備が整った登記所から順次、登記情報交換を行う登記所として指定されています。既に登記情報交換を行う登記所として指定されている登記所及び今後指定予定の登記所は別紙1・2のとおりです。

今後、登記情報交換を行う登記所は、拡大される予定ですので最寄りの法務局窓口にお尋ねください。

登記情報交換システム稼動登記所一覧（抜粋）

○不動産登記　　平成14年12月16日現在（予定）

管区	局名	登記所名							
東京	宇都宮	登記部門	栃木	足利	小山	大田原	真岡	黒磯	②今市
		②鹿沼							

※①②は12月16日（月）からの新規稼動庁

○商業・法人登記　　平成14年12月24日現在（予定）

管区	局名	登記所名		
東京	宇都宮	登記部門	⑥鹿沼	

※⑥は12月16日（月）からの新規稼動庁

平成１５・１６年度市町村建設工事入札参加資格審査申請　　No. 1

建：建設工事　コ：コンサル　物：物品等

	提出先	受付期間	有効期間	提出方法	申請様式
（小山市） 〒323－8686 小山市中央町1－1－1	都市計画課 工事契約係 0285－22－9323	市内業者 建：2／4ア行～サ行 （名称の頭文字） 建：2／5タ行～ コ：2／5 物：2／5 市外業者 建：2／6～2／17 コ：　〃 物：　〃	H15. 4. 1 ↓ H17. 3. 31	持参のみ ※A4ファイル 建：ブルー　コ：イエロー 物：ピンク ※表紙と背表紙に商号又は名称を記入 ※ファイル綴じしないものであるので注意する事。	市独自様式
（栃木市） 〒328－8686 栃木市入舟町7－26	契約検査課契約係 0282－22－3535	市内業者 建：1／27～1／31 コ：　〃 物：　〃 市外業者 建：2／3～2／14 コ：　〃 物：　〃	H15. 4. 1 ↓ H17. 3. 31	郵送（必着）又は持参 ※A4ファイル ※色指定なし ※表紙と背表紙に商号又は名称を記入	国土交通省統一様式 ※一部市独自様式あり
（佐野市） 〒327－8501 佐野市高砂町1	建：監理室監理係 0283－20－3037 コ：　〃 物：財政課用度係 0283－20－3004	市内業者 建：1／15～1／22 コ：　〃 物：　〃 市外業者 建：1／15～1／31 コ：　〃 物：　〃	H15. 4. 1 ↓ H17. 3. 31	市外業者　郵送（必着） 市内業者　持参 ※建：コ 市外業者　水色フラットファイル 市内業者　黄色フラットファイル ※物 クリップ等でとめる	建：一部市独自様式 コ：　〃 物：市独自様式
（日光市） 〒321－1492 日光市中鉢石町999	財政課監理係 0288－54－1111	建：1／6～1／31 コ：　〃	H15. 4. 1 ↓ H17. 3. 31	郵送（必着） 市内業者は持参のみ ※A4ファイル （古紙配合率100%再生紙使用） 建：水色　コ：黄色	県様式

	提出先	受付期間	有効期間	提出方法	申請様式
（野木町） 〒329－0195 下都賀郡野木町 大字丸林571	総務課契約管財係 0280－57－4112	建：1／27～2／14 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（書留）又は持参（消印有効） ※A4ファイル ※表紙と背表紙に会社名、表紙の右上に申請業種を記入	国土交通省統一様式
（塩原町） 〒329－2993 那須郡塩原町 大字下塩原675－9	総務課管理係 0287－32－2911	建：1／10～2／14 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効）又は持参 ※A4判ひも綴じ（袋綴じも可）又はホッチキス止め ※受付票を希望する場合は宛名を記載し、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。	国土交通省統一様式 県様式
（葛生町） 〒327－0506 安蘇郡葛生町 中央東1－11－10	建設課管理係 0283－86－4717	建：2／3～2／17 コ：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（書留）（消印有効） ※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と明記 ※A4ファイル ※建：ブルー　コ：イエロー	県様式
（馬頭町） 〒324－0692 那須郡馬頭町 大字馬頭409	総務課管財係 0287－92－1111	建：2／3～2／28 コ：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（必着）又は持参 ※A4ファイル 建：ブルー　コ：ピンク ※背表紙に会社名記入	国土交通省統一様式 県様式
（足尾町） 〒321-1523 上都賀郡足尾町 松原1－19	建設課建設係 0288－93－3111	建：2／1～2／28 コ：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（必着） ※A4ファイル 建：青　コ：黄　物：ピンク ※背表紙に会社名、申請業種を記入 ※受領書が必要な場合は宛先を記入したはがきを同封	国土交通省統一様式 県様式
（小川町） 〒324－0595 那須郡小川町 大字小川2814－1	総務課管財係 0287－96－2111	建：2／3～2／21 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	町内・県内業者 郵送（書留）又は持参 県外業者 郵送（書留） ※A4ファイル（金具を使用していないもの） 色：黄色	国土交通省統一様式

	提出先	受付期間	有効期間	提出方法	申請様式
（上河内町） 〒321－0400 河内郡上河内町 大字中里181－3	総務課管財係 028－674－3131	建：1／15～2／15 コ：　〃 物：12／1～12／31	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効）又は持参 ＊A4フラットファイル 建：青系色　コ：青系色　物：黄色	県様式
（那須町） 〒329－3292 那須郡那須町 大字寺子丙3－13	総務課管財係 0287－72－6902	建：2／3～2／28 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効）又は持参 ＊A4ファイル 建：ピンク　コ：緑　物：水色	建：国土交通省統一様式 コ：　〃 物：町独自様式
（今市市） 〒321－1292 今市市本町1	総務部工事検査課 0288－21－5134	建：2／3～2／14 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	市内：持参 市外：郵送　(必着)又は持参 ＊　A4ファイル 建：ブルー　コ：イエロー 物：ピンク ＊表紙と背表紙に商号又は名称記入 ＊受領証を発行の為、郵送の方は80円切手を貼った返信用封筒を同封	建：国土交通省統一様式 コ：　〃 物：国統一様式
（黒磯市） 〒325－8501 黒磯市共懇社108－2	行政課契約監理係 0287－62－7114	建：2／3～2／17 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（必着）又は持参 ＊A4ファイル 建：ピンク　コ：水色　物：黄色 ＊郵送の方は80円切手を貼った返信用封筒を同封	建：国土交通省統一様式 コ：　〃 物：市独自様式
（市貝町） 〒321－3493 芳賀郡市貝町 大字市塙1280	建設水道課監理係 0285－68－1117	建：2／3～2／28 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	県内：持参 県外：郵送可（消印有効） ＊A4フラットファイル （金具を使用していないもの） 建：水色　コ：黄色　物：桃色	建：県様式 コ：　〃 物：町独自様式
（茂木町） 〒321－3531 芳賀郡茂木町 茂木155	建設課土木管理係 0285－63－5647	建：2／3～2／28 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	持参のみ ＊A4左とじファイル （金具を使用していないもの）	県様式
（藤岡町） 〒321－2595 塩谷郡藤岡町 大字藤岡1	総務課検査係 0288－76－1111	建：2／3～2／20 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	町内：持参（消印有効）又は持参 町外：郵送（消印有効） ＊A4ファイル 建：町内・・青　　町外‥緑 コ：町内・・ピンク　町外・・黄 物：色指定なし	県様式

	提出先	受付期間	有効期間	提出方法	申請様式
（高根沢町） 〒329－1292 塩谷郡高根沢町 大字石末2053	総務課監理係 028－675－8101	建：2／3～2／17 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（必着）又は持参 ＊A4ファイル 建：青色　コ：緑色　物：桃色 ＊背表紙に商号又は名称記入	国土交通省統一様式 県様式
（藤岡町） 〒323－1192 下都賀郡藤岡町 藤岡1022－5	建設課 0282－62－0908	建：2／3～2／17 コ：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	町内：持参 町外：郵送（書留・配達記録） ＊A4ファイル 建：水色　コ：桃色	県様式
（石橋町） 〒329－0594 下都賀郡石橋町 大字石橋552－4	総務企画課管財係 0285－52－1111	建：2／3～2／28 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効）又は持参 ＊A4ファイル 建：水色　コ：ピンク　物：黄緑 ＊表紙及び背表紙に会社名を記入	建：県様式 コ：　〃 物：町独自様式
（栗野町） 〒322－0393 上都賀郡栗野町 口栗野839－2	企画課開発係 0289－85－7502	建：2／3～2／28 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効） 町内業者のみ持参可 ＊A4ファイル 建：青　コ：黄色　物：ピンク ＊必ず栗野町の要領を入手のうえ提出	建：国土交通省統一様式 県様式 コ：　〃 物：町独自様式
（南河内町） 〒329－0493 河内郡南河内町 大字田中681－1	総務課管財係 0285－48－2111	建：1／14～1／31 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効） ＊A4ファイル 建：水色　コ：ピンク　物：黄色 ＊宛名を記入した官製ハガキを同封	県様式
（大田原市） 〒324－8641 大田原市本町1－4－1	総務部検査課 0287－23－8189	建：1／15～2／14 コ：　〃 物：　〃	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効） ＊A4ファイル（袋とじ）	県様式 国土交通省統一様式
（河内町） 〒329－1195 河内郡河内町 大字白沢500	管理情報課 管理情報係 028－673－3232	建：1／14～2／7 コ：1／20～2／14 物：2／3～2／28	H15．4．1 ↓ H17．3．31	郵送（消印有効）又は持参 ＊A4版ホッチキスとめ （ファイル綴じはしない）	町独自様式

☆詳細については、各市町村担当課へお問い合わせください。

業務研修会日程のお知らせ

1月、2月、3月の研修会の日程は下記の通りになります。

会　場：行政書士会館

受講料：500円（テキスト代含む）　　・研修時間帯：午後3時から午後5時

項　目	日　時	研修項目	研修内容及び講師（敬称略）
風俗・保健	1月24日(金)	風俗適正化法基礎	2号店舗についての図面作成（予定） ※変更になる場合があります。 講師：未　定
相　続	1月29日(水)	遺産分割協議書の作成	（1）相続法の概略 （2）戸籍の見方 （3）遺産分割協議書の作成 講師：行政書士　横山　真
土地利用	2月予定	農地法Ⅱ	（1）農業地区除外の手続き （2）法第5上の許可申請について 講師：未定 ※変更になる場合があります。

受講料：500円　　・研修時間帯：午後2時から午後5時

項　目	日　時	研修項目	研修内容及び講師（敬称略）
パソコン	1月17日(金)	エクセルを利用した財務諸表の作成（1回目）	エクセルの基本的な機能を理解された中･上級者方向けの内容 1.入力画面の作成から表作成・表計算・IF関数･SUM関数を利用して建設業様式の財務諸表への変換プログラムを作成します。 （全3回、合計9時間をかけて財務諸表を完成させる予定です。） 講師：インストラクター　吉村美幸様
パソコン	2月21日(金)	エクセルを利用した財務諸表の作成（2回目）	エクセルの基本的な機能を理解された中･上級者方向けの内容 1.入力画面の作成から表作成・表計算・IF関数･SUM関数を利用して建設業様式の財務諸表への変換プログラムを作成します。 （前回の復習及び作成の継続）※途中からの参加も可です。 講師：インストラクター　吉村美幸様
パソコン	3月7日(金)	エクセルを利用した財務諸表の作成（3回目）	エクセルの基本的な機能を理解された中･上級者方向けの内容 1.入力画面の作成から表作成・表計算・IF関数･SUM関数を利用して建設業様式の財務諸表への変換プログラムを作成します。 （前回の復習及び作成を継続し完成させる）※途中からの参加も可です。 講師：インストラクター　吉村美幸様

☆使用するパソコンについては、7月号を参照してください。

栃木県行政書士会業務研修部

※参加ご希望の方は電話又はFAXにて、ご希望研修日の10日前までに事務局までお申し込みください。すでに申し込みされている方は、この案内による申込みは必要ありません。

TEL 028－635－1411FAX 028－635－1410

快晴

日本は世界に冠たる長寿国となった。しかしである。ただ死にたくないから生き永らえているだけではないかという疑問が常に頭をはなれないのは私だけだろうか。生き方はイコール死に方に通じる。そこで昭和17年生まれの哲学者芳村思風の一文を紹介したい。

人間において生きるとは、ただ単に生き永らえる事ではない。

人間において生きるとは、何の為にこの命を使うか、この命をどう生かすかという事である。

命を生かすとは、何かに命をかけるという事である。だから生きるとは、命をかけるという事だ。

命の最高のよろこびは、命をかけても惜しくない程の対象と出会う事にある。

その時こそ、命は最も充実した生のよろこびを味わい、激しくも美しく燃え上るのである。

君は何に命をかけるか。

君は何の為になら死ぬ事ができるか。

この問答える事が、生きるという事であり、この問答える事が、人生である。

（芳賀支局長　秋葉憲司）

支　局　情　報

【小　山】

松井支部長　市から表彰

松井勤一郎支部長が市政功労者表彰式で善行者として表彰されたという記事が１１月１３日の新聞に記載されました。養護学校中等部に通う知的障害児を３年間にわたり送迎し、一方で入退院を繰り返す病弱な夫婦を結城市内の病院へ１０年間送迎し続けたとのことでした。新聞によると、中学生は２年前まで松井支部長の近所に住んでいましたが父親が病弱で幼い弟や妹がいたため、母親に相談を受け、送迎をかって出たそうです。行政書士会小山支部では、地域のボランティア活動を積極的に進めていこうとしていた時期だったため、「育ててもらうなどした社会への恩返しに」引き受けたそうです。「中学生が休まずに卒業できたと聞いた時はうれしかった。見ていて気の毒だったので手を差し伸べただけで、当然のことをしたまでです」とコメントが載っていましたが、仕事の合間に送迎を続けるのは大変なことだったと思います。

松井支部長の表彰は、ボランティアについて改めて考える良い機会だと思います。松井支部長に拍手を送りたいと思います。

（支局長　太田　愛）

【那　須】

羽柴小四郎氏叙勲

会員の皆様、この度羽柴小四郎氏（大田原市在住）におかれましては、平成１４年秋の叙勲にさいし「勲六等瑞宝章」を、受章されました。

氏は、永年にわたり法務省に在籍し、各部局を経験し、又行政書士として地域への貢献度も高く評価されこのたびの栄誉に治されたものです。

誠に喜ばしく、ご同慶の至りと存じます。

（支局長　君島健司）

【佐　野】

佐野支部役員会開催

平成１４年１１月２日（土）午前１０時３０分から、佐野市内「本屋敷」にて、佐野支部平成１４年第３回役員会が開催された。

高島支部長の挨拶並びに最近における本部及び他の支部等の活躍状況について報告の後協議に入った。

①行政書士強調月間の状況と反省等

②研修用図書の配付

今回は「建設業の許可の手引き」を配布

③その他　今後の業務の推進と活動について

（支局長　高橋貞二郎）

【宇都宮】

宇都宮歩け歩け大会

１１月２３日と２４日、第８回宇都宮歩け歩け大会がろまんちっく村を出発地として開催された。

宇都宮支部は工藤恭裕会員と深見史会員が当日のボランティア・スタッフとなり協力した。

５キロ、１０キロ、２０キロの３コースに分かれて歩いた老若男女は二日間で約４千人。近隣の市民だけではなく、遠くは秋田県からの参加もあったと聞く。ベビーカーの赤ちゃんから、毎回参加を決めているという老夫婦まで年齢も様々、グループや友人、個人など、参加のしかたも様々だが、健康を求めて努力する姿勢は皆同じ、凍みるような寒さをものともせず、歩き通した。

出発地でありゴール地でもあるろまんちっく村の会場には、地元婦人会による温かいみそ汁の提供もあり、存分に歩いた人々は広々とした芝生の上で弁当を広げ、充実した休日の一日を楽しんだ。

（支局長　深見史）

1月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成15年1月20日（月曜日）
午前10時～午後3時

場所：宇都宮市役所2階（市民相談室）

担当者：市川浩一・鈴木清市

支局かわら版

徳川家康最高顧問にまつわるミステリー

－上都賀支部－

１９９９年１２月２日モロッコで開かれたユネスコ総会にて、「日光の社寺」が世界文化遺産に登録されたことはまだ記憶に新しい事です。「日光二荒山神社」「日光東照宮」「日光山輪王寺」「日光山内の建造物群周辺の山林地域」がそれにあたります。“日光を見ずして結構という無かれ”とはよく言ったもので、日本各地からの観光客はもちろんのこと、栃木県は知らずとも、日光なら知っているという外国人観光客も大勢つめ掛けています。さらにこの時期は紅葉も大詰めを迎え、色付く木々の中にそびえる社寺は絶景です。

徳川栄華３００年を築いた初代将軍家康の廟が、息子二代将軍秀忠によって造られ日光に改葬されたことは知られていることです。後に、孫の三代将軍家光によって大規模なものに再建されたものが、現在の「日光東照宮」となっています。この「東照宮」を建立した裏にはもう１人の人物が係わっていました。家康・秀忠・家光三代にわたる徳川家の最高顧問、黒衣の宰相として政治を影から操ったといわれる怪僧「天海僧正」です。実は、『天海僧正はあの明智光秀だった！？』説があるのはご存知でしょうか？本能寺の変で織田信長を葬った光秀は、わずか11日後に落命します。世に言う“三日天下”です。しかし、この時死んだのは光秀本人ではなく影武者であり、光秀はその後生き延びていたという伝承が各地に残っていて、「英雄不死伝説」のひとつになっているのです。その根拠にあげられているのがまず、天海も光秀も前半生が謎に包まれているということ。また、天海の死後の送り名の「慈限大師」と光秀の所領地であった北桑田郡周山の「慈眼寺」には、光秀の位牌と木像が安置されているという奇妙な一致。さらに、三代将軍家光の乳母として権勢をほしいままにしたという「春日局」は光秀の姪にあたるという事実など。本来知識人であった光秀は、比叡山にこもり天台宗を身につけ天海僧正として徳川政権に返り咲き徳川家の安泰に寄与したというものです。家康はもちろん天海の正体を知っていて、それはとりもなおさず「本能寺の変」の黒幕は家康であったという家康黒幕説と結びつきます。さてこの憶説、みなさんは信じますか？実はこの説を立証するというツアーがあるのです。江戸時代から日光参詣の道案内の末裔が日光山内案内してくれるのです。しかも、案内箇所は当日まで秘密とのこと。歴史マニアにとっては心をくすぐられるのではないでしょうか！現在の価格で１６０億円ともいわれる破格の建築費用、工期１年５ケ月、述べ４５４万人の大工事で再建された「日光東照宮」。狩野探幽・左甚五郎をはじめとする多くの美術家がつくりあげた美しい建築物見物の傍ら、遊び心たっぷりの一風変わったこんなツアーに参加してみるのもおもしろいかもしれません。

（支局長　杉山　茂）

▲陽明門

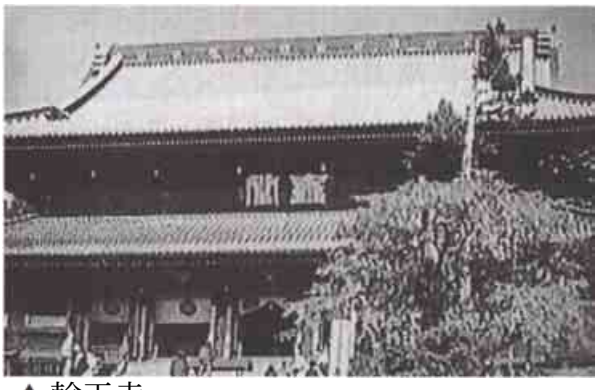

▲輪王寺

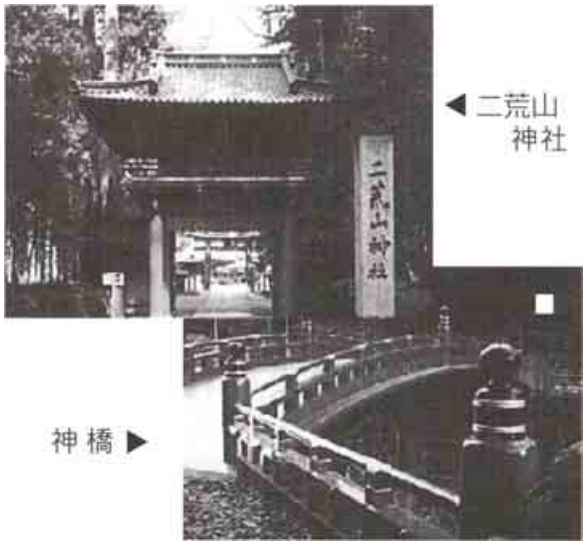

釣紀行５

昨夜から朝方までかなり強い雨が降ったせいか、川の水は笹濁り、今日の渓流釣は又とない絶好のコンデション。そんな入れ食い状態で釣上がり、いつのまにか約15m四方位ある滝つぼにやってきた。ここは過去に何回か足をはこんだものの、いつも天候・水の状態が良くなくあまり良い釣をしなかったポイントである。

先行の私が今日はどうだろうと水中を注意深く見てみると、思わずここは養魚場かと見聞違えるほど、潜水艦みたいな40cmをこえる尺イワナも多く混じり、彼等のエサとなる大量発生し水面近くを飛んでいる羽虫を追いかけ、何十匹というイワナがウジャウジャと泳いでいる。

食事に夢中の彼らは、後からきた相棒のＦ氏と私のことなど眼中になく、相変わらず水面に落ちてきた羽虫を、「ピシャン・パッシャン」と我々の足元までお構いなしにエサを求めて泳いでいた。当然我々はタップリ時間をかけてイワナを釣上げたが、今までの釣行の中では二度と御目にかかれない程最高の場所釣だった。

しばらくたって、Ｆ氏が上流へ行こうと、緩い流れの滝を上琉に沿って岩場を登ろうと、手をつこうとしたが思わず立ち止まり、目の前の岩場を指差し「マムシがいる」と後ろからついていった私に言った。私がＦ氏のすぐ後ろからそこを覗き見ると、我々の腰の高さで１mほど先、岩の上部1．5m位が平らになっていて、ヒモのようにマムシが横たわり、気持ち良さそうにひなたぼっこしている。昨夜からの雨で、濡れている体を乾かしているのだろう。

すると私が制止するのもきかず、Ｆ氏が「赤マムシなので捕まえて帰ろう」と言いながら、すぐわきにある丁度先っちょがＹ字形になっている小枝を拾って、横たわっているマムシの頭の位置に

アドちゃんの談話室

小枝のＹ字形部分を押し当てた。そのとたん「アッ！」という声が聞こえるのと同時に「ボキッ」と鈍い音を立てて、小枝のＹ字形部分の根元が析れた。すると、昼寝の邪魔をされ怒ったマムシがクルクルとまるくなりカマ首をキッと立てこちらを向いて威嚇し始め、今にも我々に飛びかかろうとした。間髪をいれずマムシがジャンプ、驚いたＦ氏が思わず後ろへ下がった途端、後方にいた私が弾き飛ばされ滝つぼへ「ドボン！」、その時川底に足がつかず慌てたが、すぐに流れにのり急いで下流へと泳ぎながら、気になる後ろを振り返ると、マムシがすぐ後ろ１m位の至近距離で、相変わらずカマ首をキッと立てながら、口を大きく開けて近づいてくる。泳ぐのがめっぽう速い、絶体絶命のピンチだ。早く岸に着かねば、とあせっているうちに、何とか足が川底につき、駆け足で川岸に上がると、すぐ後ろにマムシが追いかけてきた。私は小石をつかむと、手当たり次第にマムシに向かって投げたが、その1石がマムシをかすったのだろうか、益々マムシは怒り狂って私の方に向かって陸に上がった。その間も小石を投げつづけていたが、やっとマムシの急所にあたりついにダウン、戦いは私の勝利に終わった。

ほっとして、濡れねずみのままＦ氏を見ると、彼は何事もなかったように滝の上流にあがり、竿を片手にイワナ釣をしながら、こちらを見てニヤニヤと笑っていた。

最後に、めったにない貴重な体験と無事であったこと、そして強敵マムシくんのファイトに合掌。

（木子　岩魚）

歌手として行政書士として

私は稼業である行政書士を営みながら趣味であるカラオケが好きで、県内県外各地を問わず大会嵐をしていたことがキッカケで６年程前に歌手、烏山太郎としてクラウンレコードより地方デビューし、平成１３年２月２１日キングレコードより全国デビューしました。現在歌の世界ではかなり知られた存在で「華厳の滝よ」という曲がかなり全国的にも売れてきており、東映ビーマックス通信カラオケにも入り、あちこち温泉、スナックでかなり歌われております。来年はカップリングの曲で「お島千太郎旅しぐれ」の曲もカラオケに入る予定で地元烏山であの有名な川口松太郎さんの「蛇姫様」のテーマソングでも知れているとおりで今後ますます頑張って行くつもりです。又ショータイムの中でも行政書士の仕事の内容を宣伝しており少しでも行政書士がどういう仕事かアピールしてこの不況に少しでも行政書士を利用してくれることを全般に期待していきたいと思います。

（烏山　太郎）

みなさんもご注意

とある日のこと。自宅でガーデニングをして楽しんでいたところ、何をどう間違えたのか、Aの運転する車が、自分のいる前で、駐車場の鉄製のポールを折り曲げていった。Aも当然車から降り弁償するということで、警察を呼び物損事故ということで処理した。ここまでは、通常のことである。ところがこのA、警察にも私にもでたらめの住所、電話を教えたのである。いろいろ調べた結果、車検証、免許証の住所からすでに転居していて　行方不明。多分借金か何かで逃げていると思われる。結局、少額ではあるが、自分で支払うはめになってしまった。ほんとさむざむとした時代になったことを、思わず実感してしまった。みなさまも　物損事故の被害者になったときは、相手を信用してはだめですよ。注意しましょう。

（けいらくん）

政連だより

粟野町町長選挙立候補のあいさつ

今般　私は来年１月任期満了による粟野町町長選挙に立候補することとなり、去る９月の行政とちぎにてご紹介をいただきました。

私は昭和６０年粟野町議会議員に立候補、３６歳で初当選して以来、皆様のご支援により現在５期１８年の議会活動を行なっております。粟野町の町長選挙は昭和５４年に選挙を行なってから、無投票という無風状態が２０年以上続き、今回２４年ぶりの選挙となります。

私は“かえてみよう粟野町”のスローガンを掲げ、無投票を阻止し、町のマンネリ化した体質を打破しなくては粟野町の活性化は図れないと考えて立候補する決意を固めました。

私は行政書士を昭和５３年１０月に開業して以来、行政書士業一筋で参りました。現在、栃木県行政書士議員連盟に属して微力ではありますが行政書士の職域確保と、地位の向上に努めて参りました。

どうか、会員の皆様、応援を宜しくお願い申し上げます。

（浅野　吉知）

政治生活を祝う会に出席して

福田宇都宮市長に対する後援会連合会主催による政治生活２０周年を祝う会が去る１１月２７日午後７時から宇都宮グランドホテルにて開催された。

この祝う会には、特に行政書士会での関係が深いことで、小林会長を始め副会長・役員と宇都宮市在住の多数の会員が出席され、総数実に千余名を超す人々で　広い会場も立錐の余地さえないほどで、人いきれで汗ばむの混雑でした。この盛大な会場に出席したことの概要について報告したいと思います。

当日は折り悪しく小雨の降る寒い日でしたが、
市長の日頃の政治活動と人柄を祝うべく集う人々で一杯、各人が車での参加で通路は渋滞続き、そのためホテルの広い駐車場も流石に整理に戸惑となり　定刻に大分遅れた方が多くあった情況でした。

会は交通情況から定刻を少し廻った開会となり連合会事務局長の力強い宣告により開会された。

次いで来賓代表者の力強い祝辞がありましたが、特に曾で競われた方が壇上より市長への賛辞を惜しみなく述べ祝福されたことは、市長の人格と包容力、その人柄が示されたものと感激した一幕もありました。

市長は挨拶の中で県の職員として９年、一職員としての行政面の貢献は小さなもので限界を感じ政治の面から尽すべく先輩に相談し一大決心をして政治の世界に足を踏みいれました。先輩からの忠告は「先憂後楽」と「側近者を作らない」を政治信条とすべきを諭され、この言葉を頑なに守って今日に至っておること、信条は市長として人事面でも示される通り側近人事がないことだと力説　又、今日までの政治にこそ家庭を守り支えた妻と支援を指導、協力を注がれた後援会の方々による他ないと感謝の念を告げ、今後とも政治にあって初心忘れることなく自分の精進して行くと結ばれた。

次に多くの来賓から祝辞を得ることであるが時間の関係からと、市長自らが来賓の方々を１人づつ紹介された。

後援会代表者により乾杯の音頭で、祝宴に入いった。宴席は和気あいあい、参席者相互の和かな交流があり、後援会の発展と市長の政治生活の支援の団結を誓いあって会は閉じられた。

（日政連幹事　秋田　豊）

建設業の“財務諸表”をラクラク作成

建設業財務諸表作成システム ＜栃木県版＞

「財表太助」 Ver.1.0

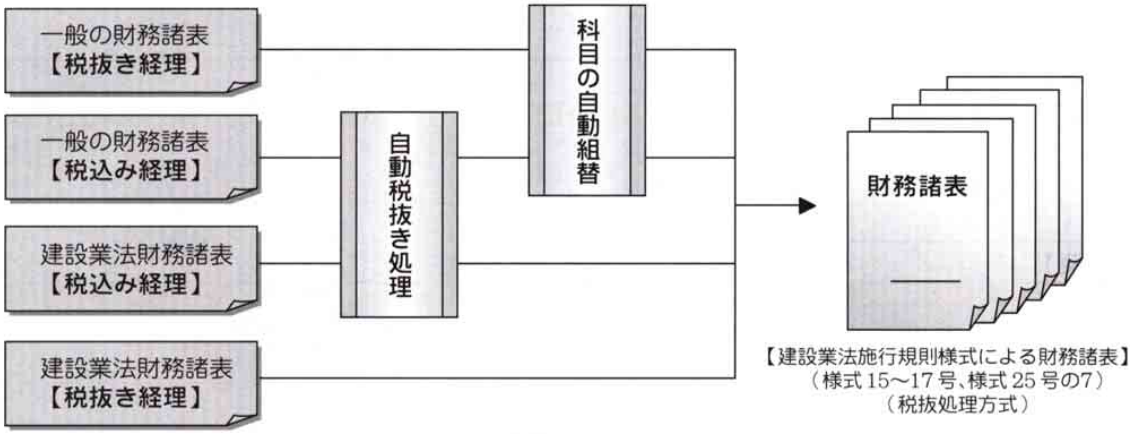

【建設業法施行規則様式による財務諸表】
（様式15～17号、様式25号の7）
（税抜処理方式）

■ システムの特長

◇予め設定された科目対応により決算書をそのまま入力、**科目の自動組換え** を行います。
◇予め設定された「消費税税抜き区分」により、**自動税抜き** 処理を行います。
◇様式１５･１６･１７号および第２５号の７を **栃木県様式** で作成します。

■ 出力帳票の種類

様式１５号	貸借対照表
様式１６号	損益計算書・完成工事原価報告書
様式１７号	利益処分（損失処理）
様式第２５号の７	兼業事業売上原価報告書

■ ご提供価格

◇ 定　価：４８，０００円（税別）

＊経営事項審査ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ「経審太助」（事務所版）　定価：150,000 ＋ 財表太助(48,000) ＝ ~~198,000~~

セット価格：178,000 円

Net-Core

株式会社 **ネットコア**

宇都宮市鶴田町 931-1 ｸﾚｲﾝｽﾞ 21 1F-A　TEL:028-649-0111 FAX:028-649-0303（〒320-0851）
E-mail netcore@netcore.co.jp　URL http://www.netcore.co.jp　担当：大澤･羽根田･名畑目

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成14年11月30日現在）

	支　部・氏　名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　　務　　所	電　　話	備　考
	小　　山	１７８０	H14. 11. 1	329－0201	小山市大字粟宮2376－10	0285－41-5808	
	鈴 木　昇	02124089					
	栃　　木	１７８１	H14. 11. 1	329－4423	下都賀郡大平町大字西水代2441－11	0282－45－1168	
	山 岸 丕 光	02124090				FAX　45－1655	
	宇　都　宮	１７８２	H14. 11. 1	320－0072	宇都宮市若草4－21－27	028－624－7171	
	八 木 政 美	02124091				FAX624－4882	

【退　会】

支　部	氏　　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　　名	退会年月日	備　考
小　山	佐 藤 拓 夫	H14. 11. 1	廃　業	足　利	菊 地 恒 吉	H14. 11. 27	廃　業
宇都宮	稲 村　進	H14. 11. 5	廃　業	栃　木	堀 江　博	H14. 11. 28	廃　業
栃　木	齋 藤 祥 吾	H14. 11. 26	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　　名	会員番号	変　更	新　事　務　所・　住　所	電　　話
宇都宮	飯塚亮介	1701	（住）	宇都宮市住吉町17－11サーパス住吉第2，701号	
宇都宮	谷田部政男	1680	（事）		028－638－7738
佐　野	岡崎武夫	1239	（住）	安蘇郡田沼町大字多田1679－1	
宇都宮	橋本裕文	778	（事）		028－643－2031

お　知　らせ

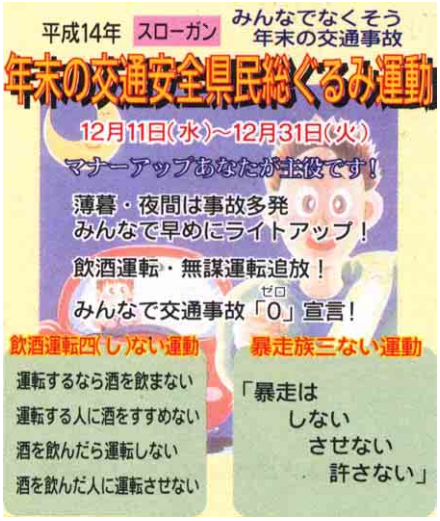

主唱　栃木県交通安全対策協議会

総務部からのお願い

会議及び研修会等開催の際、当会の駐車場不足により、「栃木県柔道整復師会様・栃木県宅地建物取引業協会様」の駐車場をご厚意により使用させていただいております。会員の皆様におかれましては、両会の会員の方々のご迷惑にならないよう、駐車場使用の際には、車両間を詰め、奥から順番に駐車するなど十分気をつけて下さいますようお願い致します。

―大田原社会保険事務所移転のお知らせ―

大田原社会保険事務所は、新築（現地立替え）工事に伴い下記のとおり仮に移転しました。なお電話番号については変更はありません。

●移転先住所●
〒324-8540
大田原市末広３丁目
2863-13

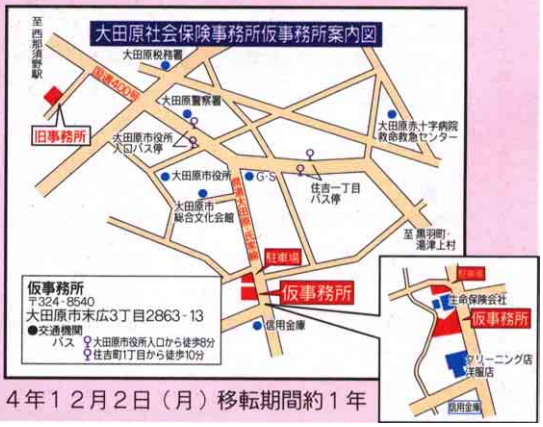

※業務開始日　平成１４年１２月２日（月）移転期間約１年

編集後記

広報に業務部から新しい日常業務に関する専門事項の寄稿があり、これが会員の益すると好評、更に他の関係者からも損色ない旨の評価に担当として直に喜んでおります。

世相内外拉致問題を含め複雑多岐の歳末、会員諸賢の励ます声を背負って新春を迎えたいと思っています。

行政とちぎ　12月号No.312

発行人　栃木県行政書士会
代表者　小　林　一　二
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411(代)
ＦＡＸ　028-635-1410
メールアドレス　gyosei-totigi@muh.biglobe.ne.jp
ホームページ　http://www5a.biglobe.ne.jp/~gyosei09/
編　集　広　報　部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。）